

殿山亀寿苑(特養) 令和3年8月1日改定 施設利用料金(多床室・自己負担 1割) 1月あたり

1単位=10.45円

利用者負担 第4段階	市民税世帯課税														
	介護サービス単位 / 月									施設利用料自己負担金 / 月					合計金額 月30日計算
	A	B	C	D	E	F	I	J	J	K	L	M	N	O	
	介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)	コロナ感染症対応(A×0.1%)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (A+B+C+D+E+F)×6.0%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (A+B+C+D+E+F)×2.3%	合計単位数	施設サービス自己負担(J×10.45×0.1)	居住費(多床室)@855円	食費@1,500円	預り金管理手数料@150円		
要介護1	17,190	17	1,080	120	390	360	1,149	441	20,747	¥21,681	¥25,650	¥45,000	¥4,500		¥96,831
要介護2	19,230	19	1,080	120	390	360	1,272	488	22,959	¥23,992	¥25,650	¥45,000	¥4,500		¥99,142
要介護3	21,360	21	1,080	120	390	360	1,400	537	25,268	¥26,405	¥25,650	¥45,000	¥4,500		¥101,555
要介護4	23,400	23	1,080	120	390	360	1,522	584	27,479	¥28,716	¥25,650	¥45,000	¥4,500		¥103,866
要介護5	25,410	25	1,080	120	390	360	1,643	630	29,658	¥30,993	¥25,650	¥45,000	¥4,500		¥106,143

利用者負担 第3段階 ②	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税で、年金収入額(非課税年金含む)と合計所得金額の合計額が120万円以上かつ預貯金500万円(夫婦は1500万円)以下														
	介護サービス単位 / 月									施設利用料自己負担金 / 月					合計金額 月30日計算
	A	B	C	D	E	F	I	J	J	K	L	M	N	O	
	介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)	コロナ感染症対応(A×0.1%)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (A+B+C+D+E+F)×6.0%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (A+B+C+D+E+F)×2.3%	合計単位数	施設サービス自己負担(J×10.45×0.1)	居住費(多床室)@370円	食費@1360円	預り金管理手数料@150円		
要介護1	17,190	17	1,080	120	390	360	1,149	441	20,747	¥21,681	¥11,100	¥40,800	¥4,500		¥78,081
要介護2	19,230	19	1,080	120	390	360	1,272	488	22,959	¥23,992	¥11,100	¥40,800	¥4,500		¥80,392
要介護3	21,360	21	1,080	120	390	360	1,400	537	25,268	¥26,405	¥11,100	¥40,800	¥4,500		¥82,805
要介護4	23,400	23	1,080	120	390	360	1,522	584	27,479	¥28,716	¥11,100	¥40,800	¥4,500		¥85,116
要介護5	25,410	25	1,080	120	390	360	1,643	630	29,658	¥30,993	¥11,100	¥40,800	¥4,500		¥87,393

※ 初期加算 30単位/日 外泊時加算 246単位/日(6日限度/月) 等が加算される場合があります。

安全対策体制加算 20単位/月(令和3年10月1日から加算されます)

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は実際に算定した合計単位数の1,000分83、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は1000分の27に相当する単位数が加算されます。上記料金と誤差が生じる場合があります。

※ A 介護サービス費に対して、新型コロナウイルス感染症対応の為、0.1%分の費用が上乗せとなります。(～9月30日まで)

※ その他、嗜好品や理美容代、教養娯楽費、医療費等は実費の負担となります。

殿山亀寿苑(特養) 令和3年8月1日改定 施設利用料金(多床室・自己負担1割) 1月あたり

1単位=10.45円

利用者負担 第3段階 ①	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税で、年金収入額(非課税年金含む)と合計所得金額の合計額が年額80万円~120万円 かつ預貯金550万円(夫婦は1550万円)以下														
	介護サービス単位 / 月									施設利用料自己負担金 / 月					P
	A	B	C	D	E	F	I	J	J	K	L	M	N	O	
	介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)	コロナ感染症対応(A×0.1%)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (A+B+C+D+E+F)×6.0%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (A+B+C+D+E+F)×2.3%	合計単位数	施設サービス自己負担(J*10.45*0.1)	居住費(多床室)@370円	食費@650円	預り金管理手数料@150円		合計金額 月30日計算
要介護1	17,190	17	1,080	120	390	360	1,149	441	20,747	¥21,681	¥11,100	¥19,500	¥4,500		¥56,781
要介護2	19,230	19	1,080	120	390	360	1,272	488	22,959	¥23,992	¥11,100	¥19,500	¥4,500		¥59,092
要介護3	21,360	21	1,080	120	390	360	1,400	537	25,268	¥26,405	¥11,100	¥19,500	¥4,500		¥61,505
要介護4	23,400	23	1,080	120	390	360	1,522	584	27,479	¥28,716	¥11,100	¥19,500	¥4,500		¥63,816
要介護5	25,410	25	1,080	120	390	360	1,643	630	29,658	¥30,993	¥11,100	¥19,500	¥4,500		¥66,093

利用者負担 第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税で、年金収入額(非課税年金含む)と合計所得金額の合計額が年額80万円以下 かつ預貯金650万円(夫婦は1650万円)以下														
	介護サービス単位 / 月									施設利用料自己負担金 / 月					P
	A	B	C	D	E	F	I	J	J	K	L	M	N	O	
	介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)	コロナ感染症対応(A×0.1%)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (A+B+C+D+E+F)×6.0%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (A+B+C+D+E+F)×2.3%	合計単位数	施設サービス自己負担(J*10.45*0.1)	居住費(多床室)@370円	食費@390円	預り金管理手数料@150円		合計金額 月30日計算
要介護1	17,190	17	1,080	120	390	360	1,149	441	20,747	¥21,681	¥11,100	¥11,700	¥4,500		¥48,981
要介護2	19,230	19	1,080	120	390	360	1,272	488	22,959	¥23,992	¥11,100	¥11,700	¥4,500		¥51,292
要介護3	21,360	21	1,080	120	390	360	1,400	537	25,268	¥26,405	¥11,100	¥11,700	¥4,500		¥53,705
要介護4	23,400	23	1,080	120	390	360	1,522	584	27,479	¥28,716	¥11,100	¥11,700	¥4,500		¥56,016
要介護5	25,410	25	1,080	120	390	360	1,643	630	29,658	¥30,993	¥11,100	¥11,700	¥4,500		¥58,293

※ 初期加算 30単位/日 外泊時加算 246単位/日(6日限度/月) 等が加算される場合があります。

安全対策体制加算 20単位/月(令和3年10月1日から加算されます)

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は実際に算定した合計単位数の1,000分83、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は1000分の27に相当する単位数が加算されますので、上記料金と誤差が生じる場合があります。

※ A 介護サービス費に対して、新型コロナウイルス感染症対応の為、0.1%分の費用が上乗せとなります。(～9月30日まで)

※ その他、嗜好品や理美容代、教養娯楽費、医療費等は実費の負担となります。

殿山亀寿苑(特養) 令和3年8月1日改定 施設利用料金(多床室・自己負担 1割) 1月あたり

1単位=10.45円

利用者負担 第1段階	生活保護受給者・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税である老齢福祉年金受給者														
	介護サービス単位 / 月									施設利用料自己負担金 / 月					P
	A	B	C	D	E	F	I	J	J	K	L	M	N	O	
	介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)	コロナ感染症対応(A×0.1%)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (A+B+C+D+E+F)×6.0%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (A+B+C+D+E+F)×2.3%	合計単位数	施設サービス自己負担(J×10.45×0.1)	居住費(多床室)@0円	食費@300円	預り金管理手数料@150円		合計金額 月30日計算
要介護1	17,190	17	1,080	120	390	360	1,149	441	20,747	¥21,681	¥0	¥9,000	¥4,500		¥35,181
要介護2	19,230	19	1,080	120	390	360	1,272	488	22,959	¥23,992	¥0	¥9,000	¥4,500		¥37,492
要介護3	21,360	21	1,080	120	390	360	1,400	537	25,268	¥26,405	¥0	¥9,000	¥4,500		¥39,905
要介護4	23,400	23	1,080	120	390	360	1,522	584	27,479	¥28,716	¥0	¥9,000	¥4,500		¥42,216
要介護5	25,410	25	1,080	120	390	360	1,643	630	29,658	¥30,993	¥0	¥9,000	¥4,500		¥44,493

※ 初期加算 30単位/日 外泊時加算 246単位/日(6日限度/月)等が加算される場合があります。

安全対策体制加算 20単位/月(令和3年10月1日から加算されます)

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は実際に算定した合計単位数の1,000分83、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)は1000分の27に相当する単位数が加算されますので、上記料金と誤差が生じる場合があります。

※ A 介護サービス費に対して、新型コロナウイルス感染症対応の為、0.1%分の費用が上乘せとなります。(～9月30日まで)

※ その他、嗜好品や理美容代、教養娯楽費、医療費等は実費の負担となります。

殿山亀寿苑(特養) 令和3年8月1日改定 施設利用料金(従来型個室・自己負担1割) 1月あたり

1単位=10.45円

利用者負担 第4段階	市民税世帯課税														
	介護サービス単位 / 月									施設利用料自己負担金 / 月					
	A	B	C	D	E	F	I	J	J	K	L	M	N	O	P
	介護老人福祉施設サービス費(I)	コロナ感染症対応(A×0.1%)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(I)	夜勤職員配置加算(I)	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算(II)(A+B+C+D+E+F)×6.0%	介護職員等特定処遇改善加算(II)(A+B+C+D+E+F)×2.3%	合計単位数	施設サービス自己負担(J×10.45×0.1)	居住費(従来型個室)@1,310円	食費@1,500円	預り金管理手数料@150円		合計金額 月30日計算
要介護1	17,190	17	1,080	120	390	360	1,149	441	20,747	¥21,681	¥39,300	¥45,000	¥4,500	¥110,481	
要介護2	19,230	19	1,080	120	390	360	1,272	488	22,959	¥23,992	¥39,300	¥45,000	¥4,500	¥112,792	
要介護3	21,360	21	1,080	120	390	360	1,400	537	25,268	¥26,405	¥39,300	¥45,000	¥4,500	¥115,205	
要介護4	23,400	23	1,080	120	390	360	1,522	584	27,479	¥28,716	¥39,300	¥45,000	¥4,500	¥117,516	
要介護5	25,410	25	1,080	120	390	360	1,643	630	29,658	¥30,993	¥39,300	¥45,000	¥4,500	¥119,793	

利用者負担 第3段階 ②	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税で、年金収入額(非課税年金含む)と合計所得金額の合計額が120万円以上かつ預貯金500万円(夫婦は150万円)以下														
	介護サービス単位 / 月									施設利用料自己負担金 / 月					
	A	B	C	D	E	F	I	J	J	K	L	M	N	O	P
	介護老人福祉施設サービス費(I)	コロナ感染症対応(A×0.1%)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(I)	夜勤職員配置加算(I)	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算(II)(A+B+C+D+E+F)×6.0%	介護職員等特定処遇改善加算(II)(A+B+C+D+E+F)×2.3%	合計単位数	施設サービス自己負担(J×10.45×0.1)	居住費(従来型個室)@820円	食費@1360円	預り金管理手数料@150円		合計金額 月30日計算
要介護1	17,190	17	1,080	120	390	360	1,149	441	20,747	¥21,681	¥24,600	¥40,800	¥4,500	¥91,581	
要介護2	19,230	19	1,080	120	390	360	1,272	488	22,959	¥23,992	¥24,600	¥40,800	¥4,500	¥93,892	
要介護3	21,360	21	1,080	120	390	360	1,400	537	25,268	¥26,405	¥24,600	¥40,800	¥4,500	¥96,305	
要介護4	23,400	23	1,080	120	390	360	1,522	584	27,479	¥28,716	¥24,600	¥40,800	¥4,500	¥98,616	
要介護5	25,410	25	1,080	120	390	360	1,643	630	29,658	¥30,993	¥24,600	¥40,800	¥4,500	¥100,893	

※ 初期加算 30単位/日 外泊時加算 246単位/日(6日限度/月) 等が加算される場合があります。

安全対策体制加算 20単位/月(令和3年10月1日から加算されます)

※ 介護職員処遇改善加算(I)は実際に算定した合計単位数の1,000分83、介護職員等特定処遇改善加算(I)は1000分の27に相当する単位数が加算されます。上記料金と誤差が生じる場合があります。

※ A 介護サービス費に対して、新型コロナウイルス感染症対応の為、0.1%分の費用が上乗せとなります。(～9月30日まで)

※ その他、嗜好品や理美容代、教養娯楽費、医療費等は実費の負担となります。

殿山亀寿苑(特養) 令和3年8月1日改定 施設利用料金(従来型個室・自己負担1割) 1月あたり

1単位=10.45円

利用者負担 第3段階 ①	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税で、年金収入額(非課税年金含む)と合計所得金額の合計額が年額80万円~120万円 かつ預貯金550万円(夫婦は1550万円)以下														
	介護サービス単位 / 月									施設利用料自己負担金 / 月					P
	A	B	C	D	E	F	I	J	J	K	L	M	N	O	
	介護老人福祉施設サービス費(I)	コロナ感染症対応(A×0.1%)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(I)	夜勤職員配置加算(I)	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算(II) (A+B+C+D+E+F)×6.0%	介護職員等特定処遇改善加算(II) (A+B+C+D+E+F)×2.3%	合計単位数	施設サービス自己負担(J×10.45×0.1)	居住費(従来型個室)@820円	食費@650円	預り金管理手数料@150円		合計金額 月30日計算
要介護1	17,190	17	1,080	120	390	360	1,149	441	20,747	¥21,681	¥24,600	¥19,500	¥4,500		¥70,281
要介護2	19,230	19	1,080	120	390	360	1,272	488	22,959	¥23,992	¥24,600	¥19,500	¥4,500		¥72,592
要介護3	21,360	21	1,080	120	390	360	1,400	537	25,268	¥26,405	¥24,600	¥19,500	¥4,500		¥75,005
要介護4	23,400	23	1,080	120	390	360	1,522	584	27,479	¥28,716	¥24,600	¥19,500	¥4,500		¥77,316
要介護5	25,410	25	1,080	120	390	360	1,643	630	29,658	¥30,993	¥24,600	¥19,500	¥4,500		¥79,593

利用者負担 第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税で、年金収入額(非課税年金含む)と合計所得金額の合計額が年額80万円以下 かつ預貯金650万円(夫婦は1650万円)以下														
	介護サービス単位 / 月									施設利用料自己負担金 / 月					P
	A	B	C	D	E	F	I	J	J	K	L	M	N	O	
	介護老人福祉施設サービス費(I)	コロナ感染症対応(A×0.1%)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(I)	夜勤職員配置加算(I)	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算(II) (A+B+C+D+E+F)×6.0%	介護職員等特定処遇改善加算(II) (A+B+C+D+E+F)×2.3%	合計単位数	施設サービス自己負担(J×10.45×0.1)	居住費(従来型個室)@420円	食費@390円	預り金管理手数料@150円		合計金額 月30日計算
要介護1	17,190	17	1,080	120	390	360	1,149	441	20,747	¥21,681	¥12,600	¥11,700	¥4,500		¥50,481
要介護2	19,230	19	1,080	120	390	360	1,272	488	22,959	¥23,992	¥12,600	¥11,700	¥4,500		¥52,792
要介護3	21,360	21	1,080	120	390	360	1,400	537	25,268	¥26,405	¥12,600	¥11,700	¥4,500		¥55,205
要介護4	23,400	23	1,080	120	390	360	1,522	584	27,479	¥28,716	¥12,600	¥11,700	¥4,500		¥57,516
要介護5	25,410	25	1,080	120	390	360	1,643	630	29,658	¥30,993	¥12,600	¥11,700	¥4,500		¥59,793

※ 初期加算 30単位/日 外泊時加算 246単位/日(6日限度/月)等が加算される場合があります。

安全対策体制加算 20単位/月(令和3年10月1日から加算されます)

※ 介護職員処遇改善加算(I)は実際に算定した合計単位数の1,000分83、介護職員等特定処遇改善加算(I)は1000分の27に相当する単位数が加算されますので、上記料金と誤差が生じる場合があります。

※ A 介護サービス費に対して、新型コロナウイルス感染症対応の為、0.1%分の費用が上乗せとなります。(～9月30日まで)

※ その他、嗜好品や理美容代、教養娯楽費、医療費等は実費の負担となります。

殿山亀寿苑(特養) 令和3年8月1日改定 施設利用料金(従来型個室・自己負担 1割) 1月あたり

1単位=10.45円

利用者負担 第1段階	生活保護受給者・世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市民税非課税である老齢福祉年金受給者														
	介護サービス単位 / 月									施設利用料自己負担金 / 月					P
	A	B	C	D	E	F	I	J	J	K	L	M	N	O	
	介護老人福祉施設サービス費(I)	コロナ感染症対応(A×0.1%)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(I)	夜勤職員配置加算(I)	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算(II) (A+B+C+D+E+F)×6.0%	介護職員等特定処遇改善加算(II) (A+B+C+D+E+F)×2.3%	合計単位数	施設サービス自己負担(J×10.45×0.1)	居住費(従来型個室)@320円	食費@300円	預り金管理手数料@150円		合計金額 月30日計算
要介護1	17,190	17	1,080	120	390	360	1,149	441	20,747	¥21,681	¥9,600	¥9,000	¥4,500		¥44,781
要介護2	19,230	19	1,080	120	390	360	1,272	488	22,959	¥23,992	¥9,600	¥9,000	¥4,500		¥47,092
要介護3	21,360	21	1,080	120	390	360	1,400	537	25,268	¥26,405	¥9,600	¥9,000	¥4,500		¥49,505
要介護4	23,400	23	1,080	120	390	360	1,522	584	27,479	¥28,716	¥9,600	¥9,000	¥4,500		¥51,816
要介護5	25,410	25	1,080	120	390	360	1,643	630	29,658	¥30,993	¥9,600	¥9,000	¥4,500		¥54,093

※ 初期加算 30単位/日 外泊時加算 246単位/日(6日限度/月) 等が加算される場合があります。

安全対策体制加算 20単位/月(令和3年10月1日から加算されます)

※ 介護職員処遇改善加算(I)は実際に算定した合計単位数の1,000分の83、介護職員等特定処遇改善加算(I)は1000分の27に相当する単位数が加算されますので、上記料金と誤差が生じる場合があります。

※ A 介護サービス費に対して、新型コロナウイルス感染症対応の為、0.1%分の費用が上乗せとなります。(～9月30日まで)

※ その他、嗜好品や理美容代、教養娯楽費、医療費等は実費の負担となります。

殿山亀寿苑(特養) 令和3年8月1日改定 施設利用料金(従来型個室・自己負担 2割) 1月あたり

1単位=10.45円

利用者負担 第4段階 (2割負担)	市民税世帯課税														
	介護サービス単位 / 月									施設利用料自己負担金 / 月					合計金額 月30日 計算
	A	B	C	D	E	F	I	J	J	K	L	M	N	O	
	介護老人福祉施設サービス費(I)	コロナ感染症対応(A×0.1%)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(I)	夜勤職員配置加算(I)	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算(II) (A+B+C+D+E+F)×6.0%	介護職員等特定処遇改善加算(II) (A+B+C+D+E+F)×2.3%	合計単位数	施設サービス自己負担(J×10.45×0.2)	居住費(従来型個室)@1,310円	食費@1,500円	預り金管理手数料@150円		
要介護1	17,190	17	1,080	120	390	360	1,149	441	20,747	¥43,361	¥39,300	¥45,000	¥4,500		¥132,161
要介護2	19,230	19	1,080	120	390	360	1,272	488	22,959	¥47,984	¥39,300	¥45,000	¥4,500		¥136,784
要介護3	21,360	21	1,080	120	390	360	1,400	537	25,268	¥52,810	¥39,300	¥45,000	¥4,500		¥141,610
要介護4	23,400	23	1,080	120	390	360	1,522	584	27,479	¥57,431	¥39,300	¥45,000	¥4,500		¥146,231
要介護5	25,410	25	1,080	120	390	360	1,643	630	29,658	¥61,985	¥39,300	¥45,000	¥4,500		¥150,785

殿山亀寿苑(特養) 令和3年8月1日改定 施設利用料金(従来型個室・自己負担 3割) 1月あたり

1単位=10.45円

利用者負担 第4段階 (3割負担)	市民税世帯課税														
	介護サービス単位 / 月									施設利用料自己負担金 / 月					合計金額 月30日 計算
	A	B	C	D	E	F	I	J	J	K	L	M	N	O	
	介護老人福祉施設サービス費(I)	コロナ感染症対応(A×0.1%)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(I)	夜勤職員配置加算(I)	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算(II) (A+B+C+D+E+F)×6.0%	介護職員等特定処遇改善加算(II) (A+B+C+D+E+F)×2.3%	合計単位数	施設サービス自己負担(J×10.45×0.3)	居住費(従来型個室)@1,310円	食費@1,500円	預り金管理手数料@150円		
要介護1	17,190	17	1,080	120	390	360	1,149	441	20,747	¥65,042	¥39,300	¥45,000	¥4,500		¥153,842
要介護2	19,230	19	1,080	120	390	360	1,272	488	22,959	¥71,976	¥39,300	¥45,000	¥4,500		¥160,776
要介護3	21,360	21	1,080	120	390	360	1,400	537	25,268	¥79,215	¥39,300	¥45,000	¥4,500		¥168,015
要介護4	23,400	23	1,080	120	390	360	1,522	584	27,479	¥86,147	¥39,300	¥45,000	¥4,500		¥174,947
要介護5	25,410	25	1,080	120	390	360	1,643	630	29,658	¥92,978	¥39,300	¥45,000	¥4,500		¥181,778

殿山亀寿苑(特養) 令和3年8月1日改定 施設利用料金(多床室・自己負担 2割) 1月あたり

1単位=10.45円

利用者負担 第4段階 (2割負担)	市民税世帯課税														
	介護サービス単位 / 月									施設利用料自己負担金 / 月					合計金額 月30日 計算
	A	B	C	D	E	F	I	J	J	K	L	M	N	O	
	介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)	コロナ感染症対応 (A×0.1%)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (A+B+C+D+E+F)×6.0%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (A+B+C+D+E+F)×2.3%	合計単位数	施設サービス自己負担 (J×10.45×0.2)	居住費(多床室) @855円	食費 @1,500円	預り金管理手数料 @150円		
要介護1	17,190	17	1,080	120	390	360	1,149	441	20,747	¥43,361	¥25,650	¥45,000	¥4,500		¥118,511
要介護2	19,230	19	1,080	120	390	360	1,272	488	22,959	¥47,984	¥25,650	¥45,000	¥4,500		¥123,134
要介護3	21,360	21	1,080	120	390	360	1,400	537	25,268	¥52,810	¥25,650	¥45,000	¥4,500		¥127,960
要介護4	23,400	23	1,080	120	390	360	1,522	584	27,479	¥57,431	¥25,650	¥45,000	¥4,500		¥132,581
要介護5	25,410	25	1,080	120	390	360	1,643	630	29,658	¥61,985	¥25,650	¥45,000	¥4,500		¥137,135

殿山亀寿苑(特養) 令和3年8月1日改定 施設利用料金(多床室・自己負担 3割) 1月あたり

1単位=10.45円

利用者負担 第4段階 (3割負担)	市民税世帯課税														
	介護サービス単位 / 月									施設利用料自己負担金 / 月					合計金額 月30日 計算
	A	B	C	D	E	F	I	J	J	K	L	M	N	O	
	介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)	コロナ感染症対応 (A×0.1%)	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (A+B+C+D+E)	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (A+B+C+D+E+F)	合計単位数	施設サービス自己負担 (J×10.45×0.3)	居住費(多床室) @855円	食費 @1,500円	預り金管理手数料 @150円		
要介護1	17,190	17	1,080	120	390	360	1,149	441	20,747	¥65,042	¥25,650	¥45,000	¥4,500		¥140,192
要介護2	19,230	19	1,080	120	390	360	1,272	488	22,959	¥71,976	¥25,650	¥45,000	¥4,500		¥147,126
要介護3	21,360	21	1,080	120	390	360	1,400	537	25,268	¥79,215	¥25,650	¥45,000	¥4,500		¥154,365
要介護4	23,400	23	1,080	120	390	360	1,522	584	27,479	¥86,147	¥25,650	¥45,000	¥4,500		¥161,297
要介護5	25,410	25	1,080	120	390	360	1,643	630	29,658	¥92,978	¥25,650	¥45,000	¥4,500		¥168,128